



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2024年07月

No.110

特集 【特集】「協議離婚」と「調停離婚」どう違うの？

みなさん、協議離婚と調停離婚の違いはご存じでしょうか。いざ、離婚をしたいけど、どう進めていけば良いかわからないという方が多くいらっしゃいます。

今回は、離婚手続きの道筋として、協議離婚と調停離婚を取り上げてメリットとデメリットを含めご紹介します。

■協議離婚と調停離婚とは

協議離婚とは

夫婦双方で話し合っ、離婚内容（親権者、親子交流、慰謝料、年金分割、養育費、財産分与など）を決めることです。

調停離婚とは

家庭裁判所で調停委員（第三者）が立ち会って、双方から個別に話を聞き、離婚の合意や財産分与などの条件を解決方向に向けて調整してくれることです。

※どちらにもメリット・デメリットがあります。事前に知っておくことが大切です。

■協議離婚のメリットとデメリット

協議離婚のメリット

○場所や時間を選ばず話し合いができる。

離婚協議書の作成をしたほうが良いが、お互いに書かなくても良いと判断した場合、

親権や養育費・財産分与について話し合い、離婚届にサインをするだけで協議離婚は終わり、離婚が成立します。

○短期間で離婚が可能。

当事者間での話し合いで、話がスムーズにまとまれば短期間で離婚が成立します。

○離婚事由を証明する必要がない。

「性格が合わない」「愛情を感じられなくなってしまった」などという理由でも当事者が合意すれば離婚可能です。

協議離婚のデメリット

○「話をはぐらかされる」「応じてもらえない」場合は離婚が成立するまでに時間がかかります。

協議離婚は短期間で離婚が成立するのは、相手も同意した場合です。相手が離婚の話を本気にせず話し合いに応じようしない場合や話しても毎回はぐらかされてしまう場合は、離婚できるまでに時間がかかってしまいます。

○相手が暴力的・感情的な人でも会わなくてはけません。

協議離婚は直接会って話し合う必要があります。相手が感情的であったり、モラハラ気質であったりという場合、離婚について冷静に話し合いを続けるということ自体が難しい場合もあります。

○2人だけで離婚条件や財産分与について決めなくてはけません。

財産分与、親権、養育費、親子交流等離婚時に取り決めておく事柄は多数あります。離婚後のトラブルを少しでも減らすためには、細かく決めておく必要があります。

○相手に有利な条件で離婚が成立してしまう可能性があります。

自分の主張をうまくできなかった場合、相手に言われるがままに離婚条件が決まってしまう、不本意な条件で離婚が成立してしまうかもしれません。



■調停離婚のメリットとデメリット

調停離婚のメリット

- 冷静かつスムーズに話し合いを進められます。
- ※離婚調停では、裁判官や調停委員を介して話し合いを行います。
- ※調停委員による聞き取りは、原則として夫婦別々に行われるため、お互いが感情的になることなく、スムーズに話し合いが進む可能性が高いです。
- ※夫婦の一方にDVやモラハラがある場合にも、対等に主張を行うことができます。

調停離婚のデメリット

- 時間と労力がかかります。
- ※原則として、調停期日には本人が家庭裁判所に行く必要があります。
- ※合意まで何度も家庭裁判所に足を運ばなければなりません。
- ※調停期日は平日に開かれるため、仕事などに影響が出る場合もあるでしょう。

《離婚調停を行った方が良いケース》

- ・配偶者が話し合いに応じない
- ・DVなどがあり夫婦間での話し合いが難しい
- ・離婚条件について合意できない

※上記のように夫婦間の話し合いで解決が難しい場合には、早めに調停を申立てることでスムーズに離婚できる可能性があります。

◆参考資料・参考情報

法務省：離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html 裁判所：動画配信 YouTube より

- ご存じですか？家事調停（10分） <https://youtu.be/5vU6DUc7oul>
- 「離婚をめぐる争いから子どもをまもるために」（5分） <https://youtu.be/j6CU95aDDnk>
- 「子どもにとっての望ましい話し合いとなるために」（17分45秒） https://youtu.be/uGV8hH3Z_IA

◆相談・援助機関

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所・・・長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧・・・<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

◇法テラス・・・日本司法センター <http://www.houterasu.or.jp>

おなやみなし
法テラスサポートダイヤル 0570-078374(IP電話からは03-6745-5600)

■お知らせ

YELLながさきでは、弁護士無料相談を毎月第3水曜日13時～16時に実施しております。(事前予約が必要です。)
養育費の取決めや履行の確保、消費者金融や悪徳商法などの法律相談について、弁護士等の専門家が相談に応じます。また、お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っております。お気軽にお問合せ下さい。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき